破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１２８号
神奈川県横須賀市走水２丁目22番６－402号
破産者　佐藤　哲也
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第８８２号
名古屋市中村区森田町２丁目４番20号　ラーク森田101号
破産者　荒居　準次
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９３８号
大阪府高槻市明野町18番20号、前住所大阪府枚方市田口山１丁目14番３号
破産者　倉田　吉治
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５号
福岡県久留米市高良内町1645番地
破産者　松浦　文彦
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４９９号
北九州市小倉北区馬借１丁目15番８－102号
破産者　石田　正幸
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９２号
福島県伊達郡国見町大字藤田字堤下20番地４
破産者　本田　　通
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１７７号
静岡県沼津市千本西町21番地の３
破産者　宮澤　　進
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２９８号
静岡県三島市光ケ丘（３丁目）24番地の１　Ｓ２－403、開始決定時の住所静岡県三島市富士見台49番地の11
破産者　竹上　秀則
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
大津市追分町12番18号　レジデンス緑ヶ丘303号
破産者　炭竈　芳孝
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０号
広島県福山市奈良津町３丁目10番36号　高橋住宅２－Ａ、開始決定時の住所広島県福山市奈良津町１丁目19番23号
破産者　竹内　由忠
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１０３号
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志2019番地　ユメックスマンションⅢ403号、破産手続開始決定時の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲1080番地３
破産者　納所　誠一
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
福岡県宗像市須恵３丁目23番23号、開始決定時の住所長崎県長崎市川口町１番１－812号
破産者　Ｂｅａｕｔｙ　Ｓｔｙｌｅ　Ｐｅｒｆｅｃｔこと　田尻香奈子（旧姓御厨）
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17402番地３
破産者　竹中　公子
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１０３０号
大阪府柏原市太平寺１丁目４番11号　ハレルヤハイツ　105号、前住所大阪府柏原市本郷４丁目３番31号
破産者　水田　喜正
1　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
2　一般調査期日　平成30年５月14日午前11時30分
平成30年３月１日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０３３号
大阪府豊中市寺内２丁目６番１－403号
破産者　田中　弘之
1　破産債権の届出期間　平成30年４月５日まで
2　一般調査期日　平成30年６月７日午後２時
平成30年３月１日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０３４号
大阪府富田林市錦織東３丁目15番２号
破産者　大阪府じゅうたん類工業協同組合
1　破産債権の届出期間　平成30年４月５日まで
2　一般調査期日　平成30年６月７日午後２時
平成30年３月１日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７６４号
神戸市須磨区北落合１丁目４番48号　農住Ｅ－102号
破産者　加悦　博和
1　破産債権の届出期間　平成30年４月５日まで
2　一般調査期日　平成30年５月24日午前10時
平成30年３月１日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４号
熊本県菊池市木柑子313番地
破産者　松岡ムツヨ
1　破産債権の届出期間　平成30年４月６日まで
2　一般調査期日　平成30年５月25日午前11時30分
平成30年２月27日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係